

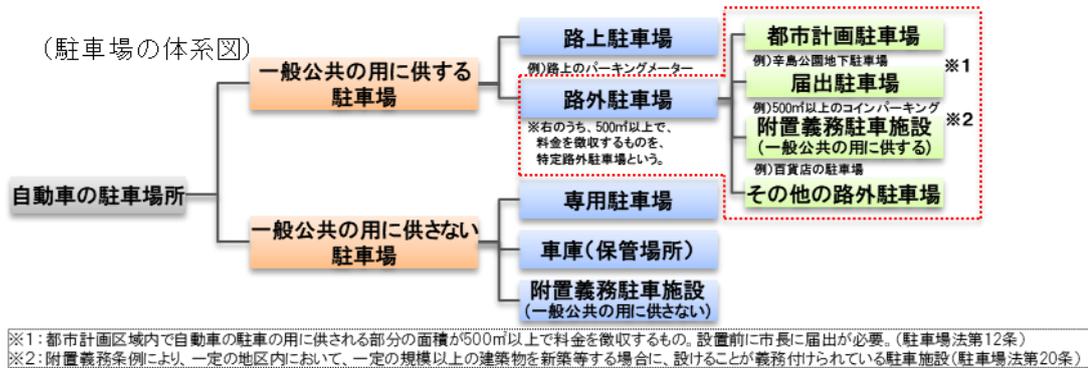
熊本市駐車場適正配置検討委員会について（概要）

1. 熊本市駐車場適正配置検討委員会の役割

当該委員会は、駐車場整備地区における駐車場整備計画の策定及び推進等に関して必要な事項を審議するものです。

2. 駐車場整備計画策定における対象となる駐車場

駐車場法第4条第1項に基づき、駐車場整備計画は駐車場整備地区における路上駐車場及び路外駐車場の整備に関する計画とされています。しかし、本市には路外駐車場は無いことから、その策定にあたって対象となる駐車場は、路外駐車場となります。（下図赤枠参照）



3. 駐車場整備計画策定までの手続き

駐車場整備計画は、熊本市市民参画と協働の推進条例第5条に基づき、当該委員会での審議、さらには、パブリックコメントによる意見を踏まえ、本市が策定することを予定しております。

熊本市市民参画と協働の推進条例（抄）

第5条 市長等は、次に掲げる事項を行おうとする場合は、市民参画の機会を設けなければならない。

(1) 市の総合計画その他市の基本的な施策を定める方針又は計画の策定又は変更

(2) 市民の権利義務、生活、事業活動等に重大な影響を及ぼすような条例、規則等又は行政指導指針等の制定又は改廃

(3) 前2号に掲げるもののほか、一定の範囲で市民の生活、事業活動等に重大な影響を及ぼすような施策に関する事項の策定又は変更

(駐車場整備計画策定の手続きフロー)

